

丹波篠山市の人権施策事務事業

□ 相談事業

1 施策の目的

複雑多岐にわたる人間関係の中では考え方に相違が生まれ、それに伴い様々な問題が生じることがある。家庭や自治会等での人間関係等当事者にとっては重大で深刻な問題となる。

それらの問題に対し、様々な相談窓口を開設することにより、市民一人一人の問題解決への助言や専門機関への橋渡しをすることで、心の負担を少しでも軽減することも大切な役割である。

人権の視点からお互いに相手を尊重する意識を持つことで、問題の解決につなげていく。

2 事業の概要

市役所第2庁舎人権推進課内に人権教育指導員及び人権相談員の2名を、令和4年10月1日に市民センター内に開設した男女共同参画センターに相談員2名を配置し、市民からの電話・来庁による相談業務を行っている。

また、福祉部局では、「ふくし総合相談窓口」や「障がい者基幹相談支援センター」を設置し、さまざまな相談に応じている。

支所及び市民センター等公共施設においては、特設人権相談所として年間の開設日を定め人権擁護委員が相談に当たっている。

(1) 各種相談

ア 人権教育指導員及び人権相談員

- ・市役所第2庁舎1階 月～金曜日

イ 人権擁護委員

- ・丹南健康福祉センター 第1金曜日（9時～11時30分）
- ・市民センター 第4金曜日（9時～11時30分）
- ・市役所第2庁舎1階 第2水曜日（9時～12時）
- ・西紀支所、城東公民館、ハートピアセンター、今田まちづくりセンター 各施設年1回

ウ 男女共同参画センター「フィフティ」

- ・市民センター1階 火～日曜日（9時～17時）

(2) 相談内容について

相談の内容が直接人権に関するだけでなくとも相談を受けることがある（自治会内トラブル、近隣トラブル）。その場合、できる限り対応することとしているが、専門的知識を要する相談内容には十分対応しきれないことがあり、その場合はそれぞれの相談窓口へつなぐこととしている。また、法務専門員に助言を求めたり、同席してもらったりするなどして、早期解決に努めている。

ドメスティックバイオレンス（DV）の相談については、緊急に対応しないといけない場合もあることから、生活保護担当、障がい福祉担当、児童福祉担当、県女性家庭センター等と連絡を密にしている。

手続き関係では、本人にさせていただくのが基本ではあるが、DV被害者は精神的に不安定な方や行政手続きが不得手な方もおられ、「保護命令（「接近禁止命令など）」の手続きのため、警察・法テラス（弁護士）・他の自治体窓口、裁判所等へ「同行支援」を行う。

各ふれあい館では、地域住民や周辺住民の身近な相談窓口として総合生活相談事業を行っている。地域巡回訪問を行い高齢者への声掛けを行っている。

相談件数の推移（R1～R6.2月末） 人権推進課受付分

区 分	R1	R2	R3	R4	R5	合計
人 権	1	3	3	14	5	26
D V	9	7	6	6	1	29
家 族	37	69	57	43	19	225
生活、健康	64	44	59	15	80	262
性被害	2	0	2	3	0	7
教育・育児	1	0	0	0	0	1
職場、地域の人間関係	17	13	32	29	10	101
その他	18	14	60	42	80	214
総 数	149	150	219	152	195	865

区 分	R1	R2	R3	R4	R5	合計
電話相談	112	129	194	122	174	731
面接相談	37	21	25	28	21	132
訪 問	0	0	0	2	0	2
総 数	149	150	219	152	195	865

令和6年度の取り組み方針

「ふくし総合相談窓口」、「障がい者基幹相談支援センター」、「高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター」、「家庭児童相談室」等との連携を密にし、相談者に寄り添いながら、必要に応じて関係機関への橋渡しをする。

ふれあい館では、待つのではなく出かけていき地域の課題やニーズを発見し予防していくことも必要である。そのためにも、引き続き高齢者や独居家庭の訪問を定期的実施していく。

DV被害者からの相談は、諸問題を含んでいることを勘案しながら、地域の関係機関と緊密に連携し、被害者の保護・自立支援を進める。DV対策の推進として、啓発等によるDV防止から自立支援までの切れ目のない施策を実施する。

令和6年度 特設人権相談計画表

場所	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市役所人権推進課 (第2水曜日AM) 9:00~11:30		10日	8日	12日	10日	14日	11日	9日	13日	11日	8日	12日	12日
丹波篠山市民センター (第4金曜日AM) 9:00~11:30		26日	24日	28日	26日	23日	27日	25日	22日	27日	24日	28日	28日
丹南健康福祉センター (第1金曜日AM) 9:00~11:30		5日	3日	7日	5日	2日	6日	4日	1日	6日	3日	7日	7日
			祝日のため 開設しない								三が日のた め開設しない		
西紀支所 (年1回) 13:30~16:00				6日									
今田まちづくりセンター (年1回) 13:30~16:00								2日					
城東公民館 (年1回) 13:30~16:00		18日											
ハートピアセンター (年1回) 13:30~16:00										26日			

は、行政・人権・心配ごと相談

は、祝日等のため開設なし

は、人権・心配ごと相談

は、人権相談

□ 男女共同参画

1 施策の目的

家庭や地域、職場等の各分野において男女共同参画を進めることで、男性も女性も性別にかかわらず、それぞれの特性を生かし、男女が共に気兼ねなく活躍でき、充実した暮らしが営める関係づくりをめざしている。

また、家庭や地域、職場等における男女の固定的役割分担等を見直すことにより、地域の活性化を育み、さらには市全域における男女共同参画社会の実現に繋げていく。

2 事業の概要

(1) 男女共同参画センター事業

男女共同参画の推進や啓発を行うため、各自治会男女共同参画推進員等や一般市民への参加者呼びかけを行いながら、講演会等の企画運営を行っている。セミナー等事業の実施については、市ホームページや市広報紙に掲載するとともに、市内の公共施設等にチラシを配架し、広く周知するよう努めている。

また、女性のための働き方セミナーや個別相談会、女性起業カフェも実施し、女性活躍に向けた啓発や支援を行っている。

ア 男女共同参画センター「フィフティ」開設1周年記念講演会

人権・同和教育研究協議会 共生（仮）部会研修会

日時：令和5年11月5日（日）

13時30分～15時30分

場所：丹波篠山市民センター 多目的ホール

演題：「ぐちを言うより変えていこう」

講師：中川 智子さん

（男女共同参画アドバイザー）

参加対象：男女共同参画推進員、一般市民

参加者：128人



イ 中川智子アドバイザーによる「ミニ講演会」

中川アドバイザーの多岐にわたる経験を思う存分語ってもらい、参加者も自由に発言できる「ミニ講演会」を全4回の少人数制の講演会を開催（定員30人）。



	第1回	第2回	第3回	第4回
日時	令和5年11月29日(水) 13:30~15:30	令和6年1月24日(水) 13:30~15:30	令和6年2月27日(火) 13:30~15:30	令和6年3月15日(金) 13:30~15:30
演題	国会の裏ばなし	子育てを楽しむには	介護について語ろう	がんばりすぎない人生を
参加者	25人	7人	20人	

ウ 中川智子アドバイザーによる「ちょこっと相談」

中川アドバイザーによる相談会を実施。相談だけでなく、世間話や日常的な愚痴でも受け、中川アドバイザーと気軽にお話しできる場としている。
1日あたり2枠（計2人）。



	10月	11月	12月		1月		2月	
	24日(火)	24日(金)	1日(金)	8日(金)	19日(金)	26日(金)	2日(金)	16日(金)
相談者数	1人	1人	1人	2人	2人	2人	0人	2人

エ 男女共同参画研修会

【第1回】

日時：令和5年7月25日（火）

19時00分～20時30分

場所：丹波篠山市民センター 多目的ホール

演題：「アンコンシャス・バイアスを知ろう」

～だれもが参画しやすい社会を考える～

講師：小川 真知子（おがわ まちこ）さん

NPO 法人 SEAN 理事長

参加対象者：男女共同参画推進員、一般市民

参加者：91人



【第2回】

日時：令和6年2月14日（水）

19時00分～20時30分

場所：丹波篠山市民センター 多目的ホール

演題：「男性の育児が社会を変える

～家族の幸せと企業の成長～」

講師：中西 信雄（なかにし のぶお）さん

NPO 法人ファザーリング・ジャパン関西

参加対象者：経営者、管理職または人事担当者、男女共同

参画推進員、一般市民

参加者：60人



オ 「出張！女性のための働き方セミナー」（県男女共同参画センターとの共催事業）

再就職や起業をめざす女性や、今後の自らの働き方やライフプランを考えた
いという女性などを対象に、どのようにすれば、時間を有効に活用できるのか
など、ワーク・ライフ・バランスについて教わるセミナーを開催。



日時：令和5年6月14日（水）

10時00分～12時00分

場所：丹波篠山市民センター 催事場1・2

演題：働く女性のための将来設計

～「お金」と「働き方」について考える～

講師：藤原 寛子（ふじわら ひろこ）さん

株式会社ミライアル代表

（キャリアカウンセラー、社会保険労務士）

参加者：10人

カ 女性起業カフェ in 丹波篠山

子育て中の女性、結婚・出産などで一旦退職した
が再就職したい女性、自分に合った働き方、在宅ワ
ークや、プチ創業などを考えている女性を対象に、
市内女性起業者に起業のきっかけや経営のコツなど
をお話する起業カフェを開催。

日時：令和5年12月2日（土）

場所：丹波篠山市民センター 催事場1・2

講師：岩田 瑞希（いわた みずき）さん

iwata-style

参加者：11人



キ 男女共同参画情報紙『フィフティだより』

男女共同参画センターの取り組みをまとめた情報紙を年3回発行（6月、10月、2月）。市広報紙折り込みで全戸配布。

（2）女性委員会

女性委員のみで構成する委員会として市政の各分野に対して、女性の感性を活かした提言を行うことで「男女共同参画社会実現」を進めることを目的としている。第11期女性委員会（5名）は、令和4年8月から2年の任期となっており、令和6年7月の市への提言に向けてテーマを選定するため、様々な調査・研究（性の多様性やパートナーシップ宣誓制度、公共施設トイレ等）を実施してきた。今後、提言報告に向け報告書を作成していく。



（3）相談事業

男女共同参画センターでは、結婚や離婚問題、配偶者からの暴力（DV）など、主に女性が抱え込みやすいトラブルに対して、常設の相談員が電話や面談で相談に応じている。

また、より高度・専門的知見が求められる相談については、専門相談員による「女性のための悩み相談」を月1回（8月・翌年1月は2回の計14回）実施している。

相談内容に応じて関連部局と緊密に連携するとともに、DVに関する啓発ポスターやカードをセンター窓口に掲示するなど、市民が安心して相談できる環境づくりを行っている。

（4）その他

市健康課が実施する「つばめプロジェクト」で、男女共同参画センター窓口およびセンター横のフリースペースにて生理用品の配布を行っている。

また、女性トイレにポスターを設置するなど、本取組みについての案内を行っている。

(5) 丹波篠山市における女性の公職参加状況（令和5年4月1日現在）

審議会等登用目標		審議会登用状況			議員		
目標値	目標年度	委員数	うち女性 委員数	女性委 員割合	議員数	うち女性 議員数	女性議員 割合
45%	R8	1,085人	421人	38.8%	18人	4人	22.2%

採用職員数			職員数			管理職		
採用職 員数	うち女性 職員数	女性職 員割合	職員 数	うち女性 職員数	女性職 員割合	管理職 数	うち女性 管理職数	女性管理 職割合
25人	12人	48.0%	466人	185人	39.7%	100人	24人	24.0%

(6) 男女共同参画審議会

令和4年1月に男女共同参画審議会を設置し、センター事業等について審議している。

【第1回】

日時：令和5年8月10日（木）13時30分～15時00分

内容：第3次丹波篠山市男女共同参画プランの進捗状況について、今後の男女共同参画施策・事業について

【第2回】

日時：令和6年3月6日（火）13時30分～15時00分

内容：令和5年度男女共同参画センター実施報告、令和6年度男女共同参画センター事業計画等

(7) 男女共同参画アドバイザーの設置

令和5年7月に、前宝塚市長の中川智子さんに男女共同参画アドバイザーとして就任いただき、丹波篠山市の男女共同参画施策や事業についてアドバイスをいただいている。また、中川アドバイザーによる相談や連続講座の開催等、各種事業を実施している。

□ 人権啓発活動地方委託事業(法務省から県経由の委託)

地方委託事業の法的根拠

人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにし、必要な措置を定める「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年法律第147号)が、平成12年12月に公布・施行され、同法第9条は、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。」と規定している。

人権啓発活動地方委託事業の目的

人権啓発活動地方委託要綱第2条に「啓発活動は、人権尊重思想の普及高揚を図り、地域住民に人権問題に対する正しい認識を広めることにより、基本的人権の擁護に資することを目的とする」と定めており、この趣旨に基づいて実施されている。

丹波篠山市の人権啓発地方委託事業

丹波篠山市では、「地域人権啓発活性化事業」として「人権の花運動」、「デカンショ祭人権PR運動」および「人権啓発発表会(人権フェスタ)」の3事業を実施している。

事業実施にあたっては、神戸地方法務局柏原支局の事務的な助言、柏原人権擁護委員協議会(篠山地区委員会)の各委員と連携し、相互協力のもと実施している。

1. 人権の花運動

小学校2校、幼稚園2園の各児童園児を対象に毎年実施する。

事業の目的は、児童・園児自身が、友だちと協力しながら花を育てることを通じ、生き物を大切に作る心、優しさや思いやりの心を育み、人権尊重思想を涵養していく。

作業については、人権擁護委員が主となって児童・園児とともに苗を植え、それぞれの発達段階に応じた人権啓発の講話を行う。

令和5年度実施状況「人権の花運動」

たき認定こども園	5月17日(水)
大山小学校	5月18日(木)
西紀みなみ幼稚園	5月19日(金)
西紀北小学校	5月23日(火)



2. デカンショ祭人権PR活動【中止】

デカンショ祭会場において、広く市民や来場者の人権意識の高揚を図るため、法務局支局員、人権擁護委員協議会とともに啓発活動を実施する。啓発物品として、メッセージ入りの「啓発タオル」（法務局はうちわ）を作成し配布する。総踊りには、協議会として参加し「人権まもる君、あゆみちゃん」の着ぐるみで啓発活動を実施する。



3. 人権フェスタin丹波篠山

人権週間(毎年12月4日～10日)に合わせて開催している人権フェスタも、今年度で21回目を迎えた。

講演会、人権擁護委員協議会や解放子ども会、市内各小中学校、各種団体の展示・発表の場として、イベント的な人権啓発発表会としている。市人権・同和教育研究協議会の研究大会と連携し、同一日の開催として感染予防対策をとりながら実施した。

参加者数：341人

市同教研究大会と同時開催

☆メインイベント 令和5年12月9日(土)

丹波篠山市立田園交響ホール

- あいさつ運動啓発ポスター入賞者表彰
- 市内中学生人権作文受賞者表彰・発表
- 基調講演

演題「誰もが輝いて生きるために」

講師 坂田 かおりさん

(部落解放・人権研究所理事／人権テイク・ルート代表)

☆作品展示 令和5年12月5日(火)～10日(日)

市役所本庁舎1階市民ホール

各種協賛団体による人権啓発パネル展、人権啓発資料などの展示

- 体験型人権学習活動支援事業「人権作品展」
- 柏原人権擁護委員協議会など各種団体のパネル展示
- 感謝の手紙 138作品
- あいさつポスター 入賞9作品(※全163作品は12/12～17展示)

□ 住民学習

1 施策の目的

自治会における住民学習は、人権感覚を磨き、人権意識を高めるための学びの場、気付きの場として、積極的に取り組んでいく。また、この住民学習を通して、お互いのことを正しく理解し、お互いを認め合うことで、地域の一人一人が大切にされる住み良い地域社会をめざす。

令和5年度の学習テーマは、「性の多様性について考えよう～誰もが尊重され、いきいきと暮らせるまちをめざして～」。

近年、LGBTなど性的マイノリティ（性的少数者、セクシャルマイノリティ）について報道等で取り上げられて社会的関心が高まっている一方で、依然として社会の理解が得られていないことで、悩みや生きづらさを感じている当事者が少なくありません。

令和2年度に実施した男女共同参画プラン策定に向けた意識調査での「性的マイノリティの認知度」は48%であり、理解が十分に進んでいるとは言えません。そうした中、全国的に「パートナーシップ宣誓制度」を導入する自治体が増えはじめ、県内でも阪神7市1町や明石市などが制度化しており、本市も令和5年4月1日に「パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

「性の多様性について考えよう」のテーマでの住民学習により、市民や事業者の皆様に性的マイノリティの方々に対する理解を深め、多様性を認め合い、お互いの人権を尊重しあう社会の実現を目指していきます。

2. 事業の概要

(1) 人権学習会：さまざまな人権課題をテーマに学習

(人権啓発推進員・学習推進員の参加あり)

さまざまな人権課題の中から、本年度は「性の多様について考えよう～誰もが尊重され、いきいきと暮らせるまちをめざして～」のテーマを取りあげる。

(2) 自主学習会：自治会の地域課題等を取り入れた学習

(人権啓発推進員・学習推進員の参加なし)

少子高齢化が進む地域の中で互いに支え合い・助け合うことの大切さを共通認識する中、各自治会が抱える地域課題について、見つめ直す機会として、令和5年度は、「ワクワク農村未来プラン学習会」を住民学習自主学習として提案する。

(3) 住民学習実績（令和5年度） 令和6年2月末現在実績

ア 人権学習(性の多様性)

実施自治会数 197 実施率 75.19%(令和4年度 132 実施率 50.38%)
(令和3年度 68 実施率 26.15%)

イ 自主学習

実施自治会数 149 実施率 56.87%(令和4年度 107 実施率 40.84%)
(令和3年度 64 実施率 24.62%)

主な学習のテーマとして、「ワクワク農村未来プラン」を124自治会、「防災・消防関連」を9自治会、「認知症について」を3自治会、「性の多様性(本年度のテーマ)」を3自治会、「住もう帰ろう」を3自治会、「高齢者の人権関連」を2自治会、「自治会の課題」、「外国人の人権関連」、「防犯・消費者問題関連」、「障がい者の人権」、「生き方の創造」をそれぞれ1自治会で実施された。

ウ 啓発冊子

次年度の住民学習テーマに即した啓発冊子「生き方の創造」を全戸に配布し住民学習会への参加を促した。

(4) 研修会の開催

ア 「丹波篠山市民人権のつどい～人権啓発研修会～」

年度はじめに、各推進員及び市民対象に開催。人権啓発推進員(助言者)の委嘱状交付、講演等。内容は、住民学習のテーマに沿った「性の多様性」。

日 時：令和5年4月28日(金) 19:00～20:30

会 場：四季の森生涯学習センター 多目的ホール

内 容：人権啓発推進員へ委嘱状代表交付、
講演「多様な性と生を生きる子どもたちのために」

講 師：土肥いつきさん(京都府立高校教員)

参加対象者：人権のまちづくり推進員、人権啓発推進員、一般

参加者：155人

イ 事前研修会

5月中旬から6月中旬にかけて7会場で開催。各推進員(人権のまちづくり推進員、人権啓発推進員、住民学習支援員)が対象。

日 時：令和5年5月10日～6月9日 19:30～21:00

会 場：市内7会場

内 容：令和5年度住民学習の目標
住民学習の進め方、事務手続き
研修 丹波篠山市民人権教育指導員 中森 実
提案テーマ「性の多様性について考えよう」
～だれもが尊重され、いきいきと暮らせるまちをめざして～
人権啓発DVD視聴 「バースデー」37分

ウ 人権講演会

多様な人権課題をとりあげ、丹波篠山市民対象に講演会等を開催する。

○第1回人権講演会

日 時：令和5年12月19日(金) 19:00～20:30

会 場：四季の森生涯学習センター 多目的ホール

講 師：仲岡しゅんさん(弁護士)

内 容：LGBTとジェンダー・セクシュアリティを巡る人権課題

参加対象者：人権のまちづくり推進員、人権啓発推進員、一般市民及び市職員

参加者：104人

○第2回人権講演会

日 時：令和6年3月8日(金) 19:00～20:30

会 場：四季の森生涯学習センター 東館1階大会議室

講 師：朝治 武さん(大阪人権博物館館長)

内 容：「水平社宣言の魂と現在の部落差別」

参加対象：人権のまちづくり推進員、人権啓発推進員、一般市民

エ 地区主催の人権・同和教育研究大会の推進

地区単位の住民学習の場として、主体的な開催を支援する。

主催：地区自治会長会、まちづくり協議会、実行委員会など

共催：丹波篠山市、丹波篠山市教育委員会、丹波篠山市人権・同和教育研究協議会、柏原人権擁護委員協議会

（５）令和６年度住民学習

テーマ「ネット社会における部落差別と人権

～誰もが一人の人間として尊重される社会の実現をめざして～

現在、わたしたちの生活は、急速に発達したインターネットをはじめとした情報化社会と切り離して考えることは出来ません。インターネットは利便性が高く、SNSや動画投稿サイトなどを通して自由に意見や考えを表明することができます。一方で、このインターネットを使って部落差別や外国人差別を助長するような情報配信が多発しています。また、何気なく軽い気持ちで行った投稿がもとで、投稿者自身が第三者から誹謗中傷を受けることがあります、深刻な人権問題となっています。インターネット上の一部の情報が、誤った認識や差別意識を助長すること、表現の自由を逸脱した行為であると気づくことを大切に、だれもが一人の人間として尊重される社会の実現をめざしていきます。

ア 丹波篠山市民人権のつどい

日 時：令和６年４月２４日（水）開会１９：００～

会 場：四季の森生涯学習センター 多目的ホール

対 象：人権啓発推進員及び人権のまちづくり推進員

内 容：人権啓発推進員委嘱状交付（代表受領）

講演テーマ「ネット社会における部落差別と人権」（仮題）

講 師：北口末広さん（近畿大学教授）

イ 住民学習事前研修会

日 時：未定

内 容：１）令和６年度住民学習の目標

２）研修 住民学習内容の提案

３）事務手続き



□ ふれあい館

1 施策の目的

ふれあい館は、丹波篠山市立ふれあい館に関する条例第1条に「地域社会における福祉の向上及び人権啓発における住民の交流拠点となるコミュニティセンターとして、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決のための各種事業を実施する」と規定されており、市内に5館（畑、日置、西紀、味間、古市）設置している。

ふれあい館では、

- (1) 地域の調査、研究及び啓蒙に関すること。
- (2) 各種学習、講座及び相談に関すること。
- (3) 自主的、組織的活動の促進に関すること。
- (4) 関係機関及び団体との連絡提携に関すること。
- (5) その他必要な事業

を実施している。



名称	位置	開設年月日	館長	指導員	総括
畑ふれあい館	菅地内	S46. 4. 1	1	1	1 (本庁勤務)
日置ふれあい館	西荘地内	S54. 4. 1	1	1	
西紀ふれあい館	川西地内	S54. 4. 1	1	1	
味間ふれあい館	中野地内	S50. 4. 1	1	1	
古市ふれあい館	牛ヶ瀬地内	S55. 4. 1	1	1	

2 事業の概要

(1) 相談事業

個人情報保護を原則として、住民の人権や生活上のさまざまな相談を受けている。関係機関と密接な連携と相互協力を図りながら、問題解決にあたる。信頼関係を築きながら必要に応じて巡回訪問等を随時行う。

相談日：月～金曜日（祝日除く） 9：00～17：00

(2) 地域交流事業

地域住民相互の交流・促進を図るとともに、人権意識を高めながらあらゆる差別の解消を目指す。納涼大会、視察研修、各種教室（書道、茶道、パソコン、舞踊など）など

(3) 地域福祉事業

地域におけるさまざまな生活上の課題解決に努めるとともに、日常生活に役立つ事業を展開する。食生活改善事業（健康料理教室）、健康教室、ヨガ教室、友愛訪問活動、グラウンドゴルフ、かご作り教室など

(4) 調査研究事業

地域住民の生活の実態を調査し、その生活の改善向上を図るために必要な事業を研究する。

（味間ふれあい館）

篠山藩が出した様々な差別政策を検証しながら、約200年前に書かれた「西誓寺文書」の解読作業を行っている。解読作業により、当時の被差別民衆の暮らしの一端を垣間見ることができ、被差別部落の人々が生き生きと生活していたことが分かっている。

しかし、市民に啓発する場がなく、「西誓寺文書」の存在もあまり知られていない。そこで、令和2年度から令和6年度までの5か年の計画で、部落史研究の成果を編さんし、市民に啓発を行う。

(5) 人権啓発・広報活動

ふれあい館だより（月1回）を発行し、人権問題に関する啓発や館事業の紹介、生活上の諸問題に関する情報提供などを行いながら、地域住民の意識啓発を行う。

(6) 運営委員会等

各ふれあい館の円滑な運営を図るため、運営審議会及び運営委員会を設置し、ふれあい館の運営や各種事業について協議する。審議会年1回、委員会年2回。

(7) 部落差別解消推進法に関わる取り組み

ア 相談事業

相談事業については、これまでから生活上の各種相談、人権に関わる相談等、各関係機関との密接な連携と相互協力を図り、地域住民と信頼関係を深めてきた。「部落差別の解消の推進に関する法律」施行を機に、さらに相談体制の充実を図る。人権推進課職員及びふれあい館の職員対象の研修を行ったり、市外のさまざまな研究大会等に参加したり、スキルアップを図る。

また、これまで実施している訪問活動についても、引き続き積極的に行い、相談者に寄り添うふれあい館をめざす。

イ 啓発活動

人権・同和問題をはじめ、あらゆる差別の解消に向けた啓発・広報活動については、毎月発行している館だよりなど、積極的に展開しているが、「部落差別の解消の推進に関する法律」施行を機に、さらに意識の高揚を図る。

□ 児童館

1 施策の目的

児童館は、「児童福祉法第40条」に規定されている児童厚生施設として、児童に健全な遊びを与え、児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置されている。丹南児童館は、この目的に沿い、「遊びを通した子どもの育成」「家庭の子育て支援」「地域の子育て環境づくり」を柱としながら児童の健全育成の拠点としての役割を担っている。

児童のもつ要求をとらえ、それに対応する中で、創造性豊かに情操を高め、健康増進を図るために、次のとおり目標を定める。

- (1) 遊具や施設の提供を通じ、利用する児童の生活規律を養う。
- (2) 遊びを通して協力しあえる人間関係を育て、豊かな情操と健全な心身を養う。
- (3) 母親クラブ・子ども会の拠点施設として、地域団体などとの密接な連携と相互協力を図る。
- (4) 保育園・幼稚園・認定こども園・学校・地域・関係機関との連携を図る。
- (5) 有益な伝統文化を継承しながら、それを活用し児童文化の向上を図る。

2 事業の概要

(1) 各種事業

事業名	実施時期	実績 (R6.1月末)	活 動 内 容 (R5年度)
児童相談	随 時	19件	家庭における子どもの養育上の様々な悩み事について相談事業を行う。
広報活動	随 時	77回	養育上の情報を提供し館の事業内容などについて知らせる（広報紙、館だより他）。
図書の実充	随 時	16冊購入	図書を充実するとともに本に親しむ場づくりを行い、読書とおして豊かな情操を培う。
なかよし学級(0歳～就学前)	週1回など5事業	54回、 延べ1,546人参加	集団の中で様々な体験をし、遊びを通して仲間づくりを進め、幼児の自主性・社会性を育てるとともに親子のふれあいの場づくりと幼児教育の知識を習得する。おはなし広場、つくしんぼ広場、つくってあそぼう、うたってあそぼう♪など。
交流活動	8事業	136回、 延べ1,039人参加	近隣地域の小学生を対象に、子どもたちと高齢者等と地域ぐるみの交流をおして、仲間づくりを推し進め、心身共に健やかな児童を育てる。視察研修、冬のお楽しみ会、進級おいおい会、子ども教室、TCまなびの広場。
まちの子育てひろば事業	3事業	35回、 延べ452人参加	毎日育児に追われているママの支援として、ほっと安心する温かいホットな場所を提供する。ほっとママ広場(小物入れ、筆ペンレッスン、布ぞうり作り、親子ヨガ)、子育てグループ支援。けん玉検定やこままわし検定の実施。

(2) 地域組織活動の育成

- ・中野母親クラブ、TCキッチン、子ども会の地域組織活動の育成助長
- ・子育てグループ「ひまわり」の活動支援など

【中野母親クラブ】

☆趣旨

家庭における児童の健全な育成を図るために、行政機関及び児童厚生施設などの活動とともに、地域住民の積極的な参加による地域組織活動が必要であり、そのため母親クラブ活動の一層の推進を図ることにより、家庭における児童福祉の向上に資するものである。

☆活動内容

- ① 児童の事故防止のための活動
- ② 児童育成に関する研修活動
- ③ 親子および世代間の交流活動
- ④ 児童福祉に寄与する活動（読書活動）
- ⑤ その他

平成29年3月に県知事から「ひょうご子育て応援賞」を受賞

【TCキッチン】平成30（2018）年に発足

☆趣旨

近隣地域の小学生を対象に子どもの居場所づくり支援を行う。料理作りや食事を共にするなど、子ども同士、また、地域の方との交流をとおして、仲間づくりを推し進める。さらには将来に向け望ましい食習慣や生活習慣の形成を図り、心身共に健やかな児童を育てる。

☆活動内容

- ① 子どもとともに料理作りをする活動
- ② 子どもに無料で食事を提供する活動
- ③ 本活動を広げる活動
- ④ その他



□ 平和活動推進事業

20世紀は戦争の世紀で、1年とて戦争の無かった年はありません。「戦争は、最大の人権侵害である」と言われるように、人権の定義は様々あるが、「生きること」をまず大前提としており、「生きる権利」を奪われる戦争が大きな人権侵害であることは言うまでもありません。

1 世界平和アピール七人委員会（下中財団との連携）

世界平和アピール七人委員会は、本市今田町下立杭出身の下中弥三郎氏（1878～1961年 平凡社創設者）が1955年（昭和30年）に提唱し、7人の知識人により結成された。下中氏没後50年の節目となった平成23年度に、政令市等で開催していたフォーラムを篠山市で開催した。その後、毎年度丹波篠山市で平和講演会を開催している。

令和5年度講演会

日時：令和5年9月9日（土）19時00分～21時00分

場所：丹波篠山市民センター2F 多目的ホール

講師：酒井 啓子（さかい けいこ）さん（千葉大学教授）

演題：「イラク戦争から20年 日本と国際社会はどう変わったか」

パネルディスカッション：酒井啓子さんを囲んで

参加対象者：人権のまちづくり推進員、人権啓発推進員、一般市民

参加者：49名

令和6年度講演会

日時：令和6年9月22日（日）午後

場所：丹波篠山市民センター2F 多目的ホール

講師：高村 薫（たかむら かおる）さん（作家）

参加対象者：人権のまちづくり推進員、人権啓発推進員、一般市民

2 平和パネル展

8月6日、9日の広島・長崎への原爆投下、15日の終戦記念日に合わせ、市民に平和の意義を啓発するため、被爆の実相をパネル化した「平和パネル展」を実施しており、パネルは神戸市内の労組から毎年借用している。被爆の実相、核兵器の恐ろしさや平和の尊さを来庁する市民に啓発する。

展示期間：令和5年7月31日～8月9日

展示場所：市役所市民ホール



3 平和図書コーナー

7月28日から8月9日の13日間中央図書館において幼児から小・中学生を中心に平和についての理解と関心を深めてもらえるよう、平和に関する主な書籍を配架した。



4 非核平和都市宣言

唯一の被爆国として、核兵器の非人道性と戦争の惨禍が繰り返されることのないよう、本市では平成21年2月19日に「非核平和都市宣言」を制定した。

5 ウクライナ支援

令和4年2月24日、ロシアがウクライナへ軍事侵攻したことに対し、3月3日にロシア大統領府への抗議文を発出し、大阪ロシア総領事を市長が訪問した。また、3月4日から、ウクライナ国民に心寄せ、市役所にウクライナ国旗を掲揚している。

□ あいさつ運動

1 施策の目的

丹波篠山市における人権を尊重したあたたかいまちづくりを推進するため、家庭や学校、地域や職場等において、相手を認め合うあいさつ運動の推進に取り組むこととする。

その目的は、「一人一人が大切にされ、地域コミュニティが充実した面識のある地域社会を形成する」ことにある。

「地域住民がお互いを知っている。一人一人を大切に思い理解し合っている」社会を“面識社会”と言い、地域の連帯を深める“あいさつ運動”が、青少年の健全育成だけでなく、防災や災害時の減災、子どもの安全、地域の防犯にも効果的であると言われている。

あらゆる場面においてコミュニケーションの基本はあいさつから始まることから、市民あがてのあいさつ運動に取り組むことで、全ての市民が元気で明るい毎日を過ごせる安心・安全なあたたかいまちづくりを展開していく。

令和5年度においても引き続き「春・冬のあいさつ運動強化週間」や「いいあいさつの日」等の取り組みを行い、啓発に努めた。

2 事業の概要

(1) いいあいさつの日

毎月1日、11日、21日に市職員が「啓発のぼり」を持ち、商業施設、各小中および特別支援学校に出向いて街頭啓発活動に取り組む。



岡野小学校でのあいさつ運動

広げよう！あいさつ運動の輪
毎月1日、11日、21日は「いいあいさつの日」
人権推進課の552-4926

※天候や新型コロナウイルス感染症の状況により中止することがあります。

いいあいさつの日		あいさつ運動強化週間	
とぎ	とぎ	とぎ	とぎ
4月21日(金) 城東小学校	7:40 ~ 8:10	5月8日(月)	11月27日(月)
5月 1日(月) 西紀南小学校	8:30 ~ 9:00	12日(金)	12月1日(金)
5月11日(木) 福山南小学校	7:40 ~ 8:10		
6月 1日(木) 今田小学校	10:30 ~ 11:00		
6月21日(木) 福山中学校	7:40 ~ 8:10		
7月11日(水) 福野小学校			
8月 1日(水) サンセブン			
8月21日(月) ビッグ福山			
9月 1日(金) 城東小学校			
9月11日(月) 大山小学校			
9月21日(木) 西紀中学校			
10月11日(水) 内南中学校			
11月 1日(水) 西紀小学校			
11月21日(水) 福山南中学校			
12月 1日(金) 大市小学校	7:40 ~ 8:10		
12月11日(月) 今田小学校			
12月21日(木) 多紀小学校			
1月11日(木) 岡野小学校			
2月 1日(木) 城北小学校			
2月21日(水) 八上小学校			
3月 1日(金) 福山小学校			
3月11日(月) 西紀北小学校			

令和4年度丹波篠山市あいさつ運動啓発ポスターコンクール
最優秀作品(6名発表)

丹波篠山 広告募集中

丹波篠山 リビンプランニング下部
募集期間 4月7日(金) ※以降は空き枠に順次受け付け。
申し込み方法 市ホームページ掲載の申込書を持参またはメール
※詳細は市ホームページをご覧ください。

ブランド戦略課 552-6160

(2) あいさつ運動強化週間

「あいさつ運動」をさらに多くの市民に周知し、あいさつの重要性を啓発するため、強化週間を設けて、様々な取り組みを実施する。

春 令和5年5月8日(月)～14日(日)

冬 令和5年11月27日(月)～12月3日(日)

ア 朝の取り組み

平日朝(7:40～8:10)

市役所街頭あいさつ運動の取り組み市内7か所

あいさつした人数(延べ)春:5,611人、冬:4,869人

イ 市役所での取り組み

各部署で「あいさつリーダー」各1名配置

全職員が「あいさつ行動宣言」を作成し名札の下に着用

ウ 地域や職場へ広める取り組み

自治会、まちづくり協議会、老人クラブ、学校及びPTAへ依頼文書及びチラシ送付。市広報紙、市ホームページに掲載。

(3) あいさつ運動啓発ポスターコンクール、作品展、表彰

第21回人権フェスタ展示イベント会場の丹波篠山市役所本庁舎市民ホール(12月5日～10日)で展示を行った。人権フェスタメインイベント(12月9日)において入賞作品の表彰を行った。(応募総数163点)

(4) あいさつ運動推進事業補助金

啓発に有効な対策を講じる団体(校区、自治会等)および小グループに対し、運動に要する資機材等への補助金(団体上限3万円、小グループ上限1万5千円)を交付する。令和5年度は2団体。

(5) あいさつ運動市民委員会(年2回)

地域の盛り上がりによるあいさつ運動の展開をめざすために各種団体、各分野から幅広い提案をいただいている。

委員から、あいさつ運動を継続してきて、あいさつはコミュニケーションの基本であり、あいさつをすることによりお互いを認め合うということの大切さの理解が児童・生徒や地域に浸透してきている、との意見をいただいている。

○委員数:16名(自治会長会、PTA、青少協、補導員協…、公募委員等)

3 令和6年度の取組予定

・あいさつ運動強化週間

春 令和6年 5月13日(月)～19日(日)

冬 令和6年12月 2日(月)～ 8日(日)

・あいさつ標語の募集

あいさつの大切さを改めて認識するとともに、「あいさつ運動」の推進を通じて、あいさつの大切さを啓発する。

□ 差別解消に向けた取り組み

1. インターネットモニタリング

インターネット上の掲示板等をモニタリングすることで、本市に関わる差別書き込みに対して拡散防止に努めるとともに、差別事象に対する初動体制の確立を図る。

月1回、2ちゃんねる、5ちゃんねる、爆サイなど掲示板をモニタリングする。その中で、丹波篠山市、丹波篠山市民に関わる人権侵害にあたる差別書き込みがあれば、各掲示板等の削除要請基準に従って削除要請を行う。

検索用語は、「篠山 部落」「篠山 同和」「篠山 在日」「篠山 コロナ」など。

令和5年度からは、丹波篠山市人権・同和教育研究協議会へモニタリングの協力を依頼し、実施している。

2. 令和5年度 市が参加費等を補助する各種研究大会

人権尊重のあたたかいまちづくりの実現に寄与することを目的に人権尊重の理念に対する理解を深め、自己研鑽ができるような各種研究大会に対して、参加費、交通費などを支援する。参加者は一般公募により選定する。

NO	研究大会名称	開催日	開催場所（参加人数）
1	兵庫県人権教育研究大会丹波地区大会	R5. 7. 29	丹波篠山市（5名）
2	部落解放全国高校生集会/全国青年集会	R5. 8. 19~20	近江八幡市（0名）
3	部落解放・人権夏期講座	R5. 8. 24~25	オンライン研修等（0名）
4	全国人権・同和教育研究大会/兵庫県人権教育研究大会中央大会	R5. 11. 25~26	明石市ほか（1名）
5	兵庫県人権啓発研究集会	R5. 10. 28	神戸市ほか（1名）
6	部落解放研究全国集会	R5. 11. 14~15	和歌山市（1名）
7	人権啓発研究集会	R6. 2. 1~2	京都市（1名）

※公募市民のほか市職員、教職員が参加する大会もある。

□ 性的マイノリティに関する理解促進、パートナーシップ宣誓制度について

人権推進課

1. 施策の目的

近年、LGBT など性的マイノリティ（性的少数者、セクシャルマイノリティ）について報道等で取り上げられて社会的関心が高まっている一方で、依然として社会の理解が得られていないことで、悩みや生きづらさを感じている当事者が少なくない。そうした中、全国的に「パートナーシップ宣誓制度」を導入する自治体が増えはじめ、県内でも阪神7市1町や明石市などが制度化しており、本市も令和5年4月1日から導入した。

ここ数年、丹波篠山市でも人権講演会や地区人権同和研究大会において何度かテーマとして取り上げているが、令和2年度に実施した男女共同参画プラン策定に向けた意識調査での「性的マイノリティの認知度」は48%であり、理解が十分に進んでいるとは言えない。また、「LGBTQ は趣味の問題ではないのか」などの誤った認識を持つ人や、性的マイノリティを揶揄するなど、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別が根強く残っている。

この制度の導入により、市民や事業者の皆様にも性的マイノリティの方々に対する理解が広がり、多様性を認め合い、お互いの人権を尊重しあう社会の実現を目指していく。

2. パートナーシップ宣誓制度の概要

互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである二人に対して、市がパートナーシップの宣誓書受領証の交付を行う。結婚制度のような法的な効力を有するものではないが、同制度の導入により、市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、性的マイノリティの方への社会的理解や性の多様性を尊重する取組を推進する。

また、民間企業等においては、携帯電話の家族割や従業員向けの福利厚生適用など、パートナーシップ証明をもって利用可能となるサービスも広がりつつある。

3. パートナーシップ宣誓制度の導入

令和5年4月1日から施行（丹波篠山市パートナーシップ宣誓制度実施要綱）

4. 令和5年度の取組

- ・5月に1組目のカップル誕生
- ・丹波篠山市版リーフレットの作成
- ・市職員の職場学習の実施及び各課窓口へレインボーフラッグの設置
- ・性的マイノリティの方への特設電話相談業務（令和4年9月～）

5. その他

- ・令和5年4月1日 阪神・丹波9市1町パートナーシップ宣誓制度の取り組みに関する協定 締結（丹波市・丹波篠山市が加入）
- ・令和6年1月1日 阪神・丹波・淡路10市1町パートナーシップ宣誓制度の取り組みに関する協定 締結（淡路市が加入）
- ・令和6年4月1日 広域自治体間（大阪・京都・兵庫）連携の導入

□ 多文化共生教育

学校教育課

1 施策の目的

人権教育の視点を大切にした多文化共生教育を計画的に推進するとともに、母語支援や日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、兵庫県教育委員会の子ども多文化共生サポーターや市単独事業の日本語指導員、母語通訳・翻訳支援員の派遣を通して、個々の子どもたちの実態に応じた学習・生活面での支援を展開する。

2 事業の概要

母語が外国語であり、日本語指導を必要とする児童生徒等に対して、学校生活への早期適応を促進すること（児童生徒と学校、学校と家庭とのコミュニケーションの円滑化、生活適応や学習支援、心の安定を図るなど）を目的として、対象児童生徒の在籍する学校へ、兵庫県教育委員会の子ども多文化共生サポーターや市単独事業の日本語指導員、母語通訳・翻訳支援員を派遣する。市単独事業については、令和2年度より NPO 法人篠山国際理解センターに委託している。

（現 状）

個々の外国人児童生徒の実態に応じた母語通訳支援・日本語指導を実施し、早期の生活適応及び学習支援を実施している。また、保護者に対しても、文書の翻訳や懇談時の面談等において支援を行い、家庭・学校が連携して対象児童生徒を支えるサポートを行っている。

なお、市の日本語指導員・母語通訳・翻訳支援員は、在留期間や児童生徒の実態をもとに、派遣回数等を定めている。また、県の多文化共生サポーターの派遣に該当する生徒が1名在籍しており、県の多文化共生サポーターと市の日本語指導員等との連携を図りながら、学校生活への早期適応及び個の能力に応じた適切な支援を行っている。

（課 題）

県の多文化共生サポーター派遣や篠山国際理解センターに委託している日本語指導等の支援がなくなると校内だけでは十分な指導を行うことができず、学習の定着に課題が見られる。各校での受け入れ体制の確立や手立ての充実、指導教員の拡充が求められる。また、様々な国からの転入を受け入れているため、文化や育った環境の違いに対応できるような配慮と児童生徒への理解促進を学校でしていく必要がある。将来を見据えた時には、今後さらに小中連携を図り、継続的な指導・支援を行うことが大切である。

令和6年度において

専門的能力を有する外部団体（NPO 法人篠山国際理解センター）に外国人児童生徒支援事業を委託し、個々の能力に応じた適切な支援を行い、学校生活への早期適応を図る。そのために、委託した外部団体及び該当児童生徒在籍校との連携を密にし、よりよい支援を行えるよう取り組む。

帰国・外国人児童生徒 在籍状況等

令和6年1月末現在
学校教育課

【令和4年度】 市内学校に在籍し、支援を受けている児童生徒数 25人
(令和5年1月末時点)

支援体制	人数
母語及び日本語支援	6
日本語指導のみ	1
母語支援のみ	11
保護者支援のみ	7

母語	人数
ポルトガル語	12
フィリピン語	6
中国語	5
ベトナム語	2

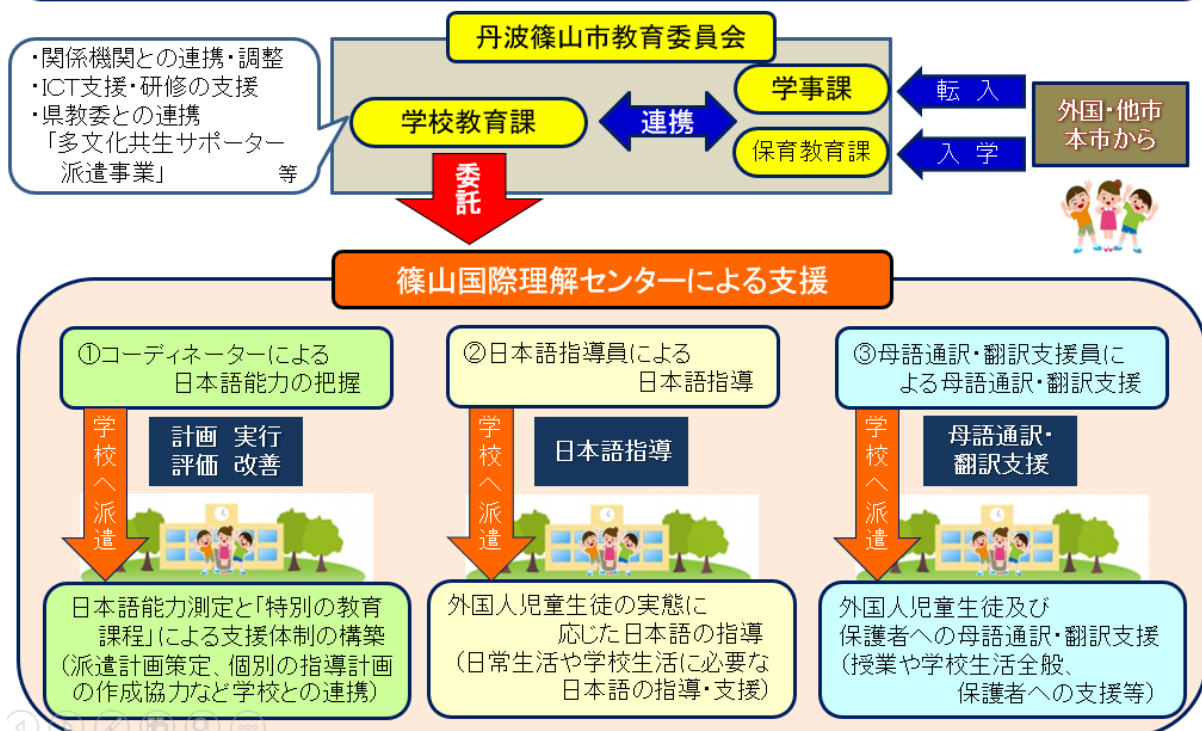
【令和5年度】 市内学校に在籍し、支援を受けている児童生徒数 22人

支援体制	人数
母語及び日本語支援	5
日本語指導のみ	0
母語支援のみ	17
保護者支援のみ	15

母語	人数
ポルトガル語	10
フィリピン語	3
中国語	4
ベトナム語 他	5

令和5年度 丹波篠山市 外国人児童生徒に対する母語通訳・翻訳及び初期日本語支援事業

(1) 制度の概要



□ 児童生徒の人権学習

学校教育課・教育研究所

1 施策の目的

児童生徒の人権意識・人権感覚を高め、様々な人権課題の解決に向けて、積極的に取り組むことができる児童生徒を育成する。また、教職員の人権感覚や更なる指導力の向上を図る。

2 事業の概要

各校においては、児童生徒の人権意識の高揚を図るため、人権学習に係る年間指導計画を発達段階に応じて作成し、全ての教育活動を通じて、自分や他者の大切さを認めることができる態度や資質の向上を図っている。

教育委員会においては、毎年、人権教育研修会を開催している。今年度は各校人権教育担当者及び希望者を対象に、6月に、春川政信先生を講師として「部落差別解消のため実践的指導力の向上をめざして ～差別の歴史と実態をふまえて～」をテーマに、9月には、前田良先生を講師として「性の多様性と学校での取り組みについて ～実践的指導力の向上をめざして～」をテーマに開催した。

両研修会とも、差別や偏見の現状や実例とともに、学校現場や授業における教職員の実践的指導力の向上にポイントを置いて指導して頂いた。「まずは知ること。そして、何に困っているのかを理解し、行動につなげること」「誰の立場で考えるのか・・・」「ひとりひとりを大切にし、受け入れていくこと」「問題は何なのか・・・」等々は、何も同和問題や性の多様性だけに限らず、全ての人権教育の根本であり、明日からの学校現場での私たちの役割を示唆していただいた。

今年度は、上記2回の研修会、県教委主催の人権教育研修会の他に、講師を招いての各校の校内研修会等も含めて、市内小中特別支援学校勤務の全教職員の人権意識の高揚と実践的指導力の向上に努めた。

また、人権推進課で実施されている「感謝の気持ちを届けよう～あなたに贈る『ありがとう』展～」に協力し、加えて中学校においては、第42回全国中学生人権作文コンテストに取り組んだ。

(現 状)

各校においては、同和問題が人権問題の重要な柱であると捉えつつ、人権教育を全ての教育活動の根底に据え、教育課程に位置付けるとともに、主に道徳の時間や社会科、総合的な学習の時間、特別活動の時間を中心に取り組んでいる。特に、①正しい事実・史実の理解、②身近な人権課題や社会問題について考える機会の設定、③「共感」から「実践」へ、の3点を人権教育の根底に据え、人権学習の充実に努めている。

また、篠山東中学校においては、県教委指定の「新たな課題に対応した人権教育研究事業」を受けて、ネット上の誹謗中傷・いじめ等の未然防止及びその解決に向けた取組を推進し、その成果や指導方法等を市内各校に発信している。

(課 題)

子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、いじめ事案、虐待事案、自傷行為、ネット上での人権問題、性の多様性、コロナウイルス感染症に係る人権侵害、ヤングケアラー等々、様々な人権課題が発生することも予測される。今後も、個別的人権課題に関する正しい理解と授業の充実に軸として、教職員の研修を進め、人権意識を高めていくことが重要である。同時に、保護者や地域への積極的な啓発も大切にしていく必要がある。

令和6年度において

同和問題が人権問題の重要な柱であると捉えつつ、個別的人権課題及び新たな人権課題についても取り組んでいく必要がある。市教委においては、「同和問題」「性の多様性」「ネット上における人権問題」に関する正しい理解と実践的指導力を高める研修会を実施予定である。また、令和3年度実施の意識調査を活かして、校内研修を一層充実させ、教職員の意識向上を図っていく。

人権教育研修会の実施状況

丹波篠山市教育委員会主催

年度	研修内容	講師
平成23年度	講義「部落問題を人権課題にどう位置づけるか」	上杉 聡(関西大学講師)
平成24年度	講義「同和問題の起こりと人権教育」	
平成25年度	実践発表「人権教育資料『ほほえみ』・『きらめき』の活用について」	松浦 明日香(城南小学校教諭・県人権教育資料作成委員)
	講義「新たな課題に対応した人権教育の推進について」	桑原 浩(たつの市人権教育資料編集委員)
平成26年度	実践発表「人権教育資料『ほほえみ』・『きらめき』の活用について」	荒木 美景(今田中学校教諭・県人権教育資料作成委員)
	講義「篠山市における人権教育の取組や歩みについて」	森本 正己(篠山市人権・同和教育協議会会長)
平成27年度	講義「兵庫県における人権教育の取組や歩みについて」	北山 哲史(丹波市人権・同和教育協議会事務局長)
	講義・実践交流「人権教育資料『ほほえみ』・『きらめき』の活用について」	荒木 美景(学校教育課指導主事)
平成28年度	講義「外国人の子どもの指導や支援のあり方について」	臼井 智美(大阪教育大学准教授)
	実践交流「人権教育資料『ほほえみ』・『きらめき』の活用について」 各校の活用状況について交流	荒木 美景(学校教育課指導主事)
平成29年度	講演「部落差別解消推進法と学校教育のあり方」	春川 政信(三木市人権・同和教育協議会副会長)
平成30年度	講演「学校で配慮と支援が必要なLGBTの子どもたち」	日高 庸晴(宝塚大学看護学部教授)
令和元年度	講演「日常生活の中での差別解消に向けた取り組み」	細田 勉(部落解放同盟兵庫県連合会副委員長)
令和2年度	講演「学ぶ人権学習」近世身分をどのように教えるか	和田 幸司(姫路大学教育学部教授)
令和3年度	講義「学び続けて新たに気づく自分の中の差別心」	今井 進(丹波篠山市部落史研究委員会副会長)
	講義「部落問題を正しく認識するために～小中学生の人権学習の内容に即して～」	春川 政信(三木市人権・同和教育協議会副会長)
	講義「気づきからはじめる身の回りの人権課題」	森田 恭弘(丹波篠山市人権推進課 人権教育指導員)
令和4年度	講義「性の多様性と学校での取り組みについて」	前田 良(「Like myself」代表)
	講義「部落問題を自信をもって指導するために」 ～差別の歴史と実態をふまえて～	春川 政信(三木市人権・同和教育協議会副会長)
令和5年度	講義「部落差別解消のための実践的指導力の向上をめざして」 ～差別の歴史と実態をふまえて～	春川 政信(三木市人権・同和教育協議会副会長)
	講義「性の多様性と学校での取り組みについて」 ～実践的指導力の向上をめざして～」	前田 良(「Like myself」代表)

□ 障がい福祉

社会福祉課

1 令和5年度の取り組み

① 障がいに関する理解促進

ア 学習機会の拡充

「丹波篠山市みんなの手話言語条例」を推進するため、広く市民を対象とした「手話出前講座」、小中高等学校の総合学習での「手話体験」や企業、市役所等において「手話学習」に取り組むなど理解促進を図る。

- 「手話出前講座」の開催（1件）
- 夏休み・冬休み子ども手話教室（4回開催 延べ82名参加）
- 小中学校の総合学習での「手話体験」の実施（延べ12校388名参加）

イ 啓発活動の推進

障がい施策を市民の理解を得ながら推進するため、障がい福祉サービス事業所、民間事業所、マスコミなどの協力によるきめ細かい啓発活動を行う。

また、障がいのある人々の自立と社会参加への意欲及び障がい者問題に対する理解と認識を一層高めるため、丹波篠山市人権・同和教育研究協議会等と連携して毎年12月の「障害者週間」に実施する啓発活動などを更に充実させ、様々な場において障がい特性や配慮について周知。

- 防災担当部署と連携して、障がい者や高齢者等の避難行動要支援者への災害時の支援のあり方を考える「誰ひとり取り残さない避難訓練事業」として、新庄自治会において、避難訓練を実施
 - ・日 時：9月24日（日） 9：00～10：30
 - ・場 所：新庄自治会（避難場所は新庄公民館）

- 丹波篠山市人権・同和教育研究協議会等との連携による12月の「障害者週間」にかかるチラシ配布

ウ 教材等の作成・提供

障がいに関する理解を深めるためのパンフレット等を障がい者団体等と協力して作成し、必要な人々や機関に提供する。

- 「障害者週間」にかかるチラシ作成

②障害者差別の禁止

ア 合理的配慮の推進

障がい者を理由とした差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供について、市民や企業・団体等への周知・啓発に努める。

- 各種フォーラム等への手話通訳者・要約筆記者の配置
23講演において配置

イ 差別解消のための体制構築

「障害者基本法」第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化するため制定された「障害者差別解消法」等に基づき、障がいを理由とする差別に対し、適切な相談対応につなげることや、情報提供を行っていくことができるよう、体制整備を進める。

- 「ふくし総合相談窓口」や「高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター」、「障がい者相談支援センター」等において、漏れのない相談体制を整えている。

令和5年度相談・対応件数（R5.12月末現在）

- ・ふくし総合相談窓口 288件（全相談件数）
- ・高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター 610件（延べ対応件数）
- ・障がい者相談支援センター 1584件（延べ対応件数）

③地域での交流促進

ア 交流の場づくり

これまでから多くの障がいのある人などが集う催しとして、「兵庫・丹波篠山とっておきの音楽祭」等の活動を推進し、障がいのある人や誰もが交流できる場づくりを進める。

- 「兵庫・丹波篠山とっておきの音楽祭」の開催
日時：令和5年4月22日（土）
場所：丹波篠山市立田園交響ホール周辺10会場

④市民参加事業を通じた交流促進

ア 障がい者スポーツ大会、グラウンドゴルフ大会、ノルディックウォーキング、ボウリング大会、障がい者作品展等の障がい者参加事業を推進する。

- 障がい者スポーツフェスティバルの開催
125名参加
- 障がい者グラウンドゴルフ大会の開催
(計9回開催 延べ参加者数233名)
- 障がい者ノルディックウォーキングの開催 (1回開催 参加者数30名)

○ボウリング大会の開催（2回開催 参加者数44名）

○囲碁ボール大会の開催（2回開催 参加者数39名）

2 令和6年度の取り組み

① 障がいに関する理解促進

ア 学習機会の拡充

「丹波篠山市みんなの手話言語条例」を推進するため、広く市民を対象とした「手話出前講座」や小中学校の総合学習で「手話体験」、また、各自治会で「手話」をテーマに人権学習に取り組むなど理解促進を図る。

- ・「手話出前講座」の開催 → 随時
- ・小中学校の総合学習での「手話体験」の実施
- ・各自治会での「手話」をテーマにした人権学習の実施 → 住民学習のメニューへの組込

イ 啓発活動の推進

障がい施策を市民の理解を得ながら推進するため、障がい福祉サービス事業所、民間事業所、マスコミなどの協力によるきめ細かい啓発活動を行う。

また、障がいのある人々の自立と社会参加への意欲及び障がい者問題に対する理解と認識を一層高めるため、丹波篠山市人権・同和教育研究協議会等と連携して毎年12月の「障害者週間」に実施する啓発活動などを更に充実させ、様々な場において障がい特性や配慮について周知する。

- ・市民フォーラム開催による障がい者への理解の促進
- ・丹波篠山市人権・同和教育研究協議会等との連携による12月の「障害者週間」にかかるチラシ配布

ウ 教材等の作成・提供

障がいに関する理解を深めるためのパンフレット等を障がい者団体等と協力して作成し、必要な人々や機関に提供する。

- ・「障害者週間」にかかるチラシ作成

② 障害者差別の禁止

ア 合理的配慮の推進

障がいを理由とした差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供について、市民や企業・団体等への周知・啓発に努める。

- ・各種フォーラム等への手話通訳者・要約筆記者の配置周知

イ 差別解消のための体制構築

「障害者基本法」第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化するため制定された「障害者差別解消法」等に基づき、障がいを理由とする差別に対し、適切な相談対応につなげることや、情報提供を行っていくことができるよう、体制整備を進める。

- ・「ふくし総合相談窓口」や「障がい者相談支援センター」「高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター」等において、漏れのない相談体制を整えていく。

③地域での交流促進

ア 交流の場づくり

これまでから多くの障がいのある人などが集う催しとして「兵庫・丹波篠山国際とっておきの音楽祭」等の活動を推進しており、今後とも障がいのある人や誰もが交流できる場づくりを進める。

- ・「兵庫・丹波篠山国際とっておきの音楽祭」の開催

④市民参加事業を通じた交流促進

ア 障がい者スポーツ大会、グラウンドゴルフ大会、障がい者作品展等の障がい者参加事業を推進する。

- ・障がい者スポーツフェスティバルの開催
- ・障がい者グラウンドゴルフ大会の開催
- ・兵庫県による障がい者作品展出展の促進

□ 事前登録型本人通知制度

市 民 課 ・ 人 権 推 進 課

1. 施策の目的

本人等の代理人や第三者からの住民票の写しや戸籍謄本などの交付請求に対し、証明書を交付した事実を事前に登録されている方に郵便でお知らせする制度です。

この制度を実施することで、証明書の不正請求の早期発見や抑止効果を図ることができ、個人の権利の侵害防止につながります。

2. 事業の概要

平成25年度から「丹波篠山市住民票の写し等本人通知制度に関する条例」（以下、本人通知条例）及び「同条例施行規則」に基づき制度の運用を開始し、平成27、28年度は、登録しやすい環境づくりに向けて条例や規則の改正を行い、人権フェスタなどで臨時窓口の開設を行いました。平成29年度には、各自治会等で行われます住民学習会において制度説明と申出書の預かりを行い登録者数の増加に努めるとともに不正取得の更なる抑止を図るため本人通知条例と個人情報保護条例の改正及び開示処理要綱の制定を行いました。平成30年度には、丹波篠山市住民票の写し等の交付請求書等に係る開示処理要綱の一部改正を行いました。令和元年度からは、各自治会等で行われる住民学習会において本人確認書類なしでの申出書の受付を行っています。

※本人通知制度に関する市の動き

平成25年	4月	事前登録型本人通知制度を開始
毎年	5月	PRを含む冊子「21' 生き方の創造」配布
平成27年	11月	有効期限の撤廃や全戸籍を対象とするなど登録しやすい環境づくりと効果的な制度とするため「条例」及び「規則」を改正
平成29年	6月	本人通知条例及び個人情報保護条例の改正及び開示処理要綱の制定
平成29年度		自治会ごとの住民学習会において制度説明と申出書受付
平成30年度		篠山市住民票の写し等の交付請求書等に係る開示処理要綱の一部改正
令和元年度～		自治会ごとの住民学習会において本人確認書類なしで申出書を受付

※臨時窓口開設・・・人権フェスタや人権講演会、マイナンバーカード出張申請会場など
※先進地事例研修・・・京都市、加東市、三木市、芦屋市、福知山市、高槻市、豊中市

3. 現状

令和5年12月末現在[参考：令和5年6月末現在]

事前登録者数：1,801名 [1,732名]

本人通知者数：711名 [630名]

4. 今後の取り組み

PR冊子の配布や人権フェスタ等での臨時受付窓口の開設、自治会ごとの住民学習会において説明及び受付、市民課窓口やマイナンバーカード出張申請窓口での説明や受付を行い、登録者数の増加に努めるとともに不正取得の抑止を図っていきます。あわせて、今後も制度の充実を図るため、近隣自治体の動向を調査・研究を行いながら関係団体とも協議し、より良い制度の運用に向けた検討を行います。

□ 外国人住民支援

地域振興課

1. 事業の目的

丹波篠山市内には、令和5年12月末現在1,055人の外国人が居住され、市の総人口の約2.7%を占め、外国人住民は年々増加、多国籍化しています。そのうちベトナム人が最も多く457人で、外国人住民の約43%を占めています。

在留資格区分においては、最も多いのは永住者で183人、続いて多いのが特定技能1号の157人となっています。

本市の外国人住民に対して、丹波篠山市総合計画で掲げている「「丹波篠山」だからこそ実現できるあなたの夢・安心・未来」を実現するために、日本語の理解が困難で日常生活に支障がある外国人住民への通訳者の派遣及び相談窓口を開設し、だれもが安心して暮らせる明るい地域社会の構築に向けて取組みを進めます。

2. 事業の概要

(1) 外国人住民生活支援通訳ボランティア派遣業務

- ・言語 タガログ語、中国語、ポルトガル語、英語、韓国・朝鮮語等
- ・利用料 無料（市外の場合、交通費実費）
- ・利用方法 事前予約
- ・利用時間 1回2時間まで（原則）

(現 状)

令和5年12月末現在で54件の派遣依頼があり、最も多い通訳言語はポルトガル語の51件でした。

通訳依頼内容では、療育手帳・特別児童扶養手当申請、その他子どもの発達支援にかかる検査等も含め、子どもの療育（発達支援）に関する対応が多く見られました。

また、児童扶養手当申請や教育委員会・学校・こども園等での通訳もあり、家族で定住し、子どもを育てるブラジル人住民に対する対応もありました。

(2) 外国人住民支援相談業務

- ・相談言語 タガログ語、中国語
- ・相談場所 NPO 法人篠山国際理解センター
- ・相談日時 毎週水曜日 午前9時から正午
- ・相談料 無料

(現 状)

令和5年12月末現在で相談件数は110件でした。

相談内容としては、昨年同期比9件の減少となりましたが、「医療」が23件と最も多くなりました。

新型コロナウイルス感染症に関する相談は1件のみでした。この感染症流行の落ち着きとともに人の流れも落ち着き、昨年度32件あった「出入国」相談も10件と減

少しでしたが、例年並みに戻ったといえる一方で、コロナ禍で借り入れた社会福祉協議会の特例貸付等の返済が始まり、なかには返済困難事例が見られ、返済猶予や免除相談、免除申請への対応などがありました。これらを含め「社会保障」相談が20件あり、前年同期6件に対し14件の増となりました。

また、外国人住民に関係する行政事務を行っていく上での問題点等について、関係課とNPO法人篠山国際理解センターにおいて、庁内関係課連絡会議を開催し、情報共有を行っています。

◎外国人住民支援に関する庁内関係課連絡会：8月9日実施

(課 題)

1. 技能実習等により転入される外国人が多く、受入れ事業所や監理団体で日本語の研修が実施されていますが、日本語を学習する場のニーズは存在し、言語の壁を乗り越えるための支援の拡充が求められています。
2. 医療機関等での通訳対応や、事業所との関わりを持たれていない外国人市民に対する迅速・確実な行政情報の提供、相談窓口の体制も課題となっています。
3. 外国人住民への周知の方法として、やさしい日本語の使用に向けた職員に対する研修会の実施等を検討していく必要があります。
4. 市内の外国人市民のリーダー的な方と「丹波篠山市外国人市民共生会議」を開催し、情報共有や意見交換を行っており、今後も継続して実施し、よりよい多文化共生の地域社会の構築のため、意見交換等を行っていきます。

《令和6年度の取り組み方針》

外国人住民の増加や多国籍化等により、外国人住民に対する配慮や支援が必要となっていることから、丹波篠山市多文化共生推進基本方針を策定しました。

この基本方針において、「コミュニケーション支援」「暮らしやすさの向上」「多文化共生を推進する地域づくり」「多文化共生推進体制の強化」の4つの柱を設け、これまでに以上にNPO法人篠山国際理解センターと連携、協働を図りながら、誰もが安心して暮らせるように外国人住民支援に取り組んでいきます。

外国人在住者国籍別人員調査票

令和5年12月末現在

	人 員																	増 減 (R5.12- R5.6)	前回は (R5.12/R5.6)
	H25.12 末	H26.12 末	H27.12 末	H28.12 末	H29.12 末	H30.6 末	H30.12 末	R元.6 末	R元.12 末	R2.6末	R2.12 末	R3.6末	R3.12 末	R4.6末	R4.12 末	R5.6末	R5.12 末		
総 数	490	451	481	529	622	687	773	785	864	864	893	920	890	956	1012	1023	1055	32	103.1%
ブラジル	136	112	128	141	156	163	184	169	209	215	213	193	166	148	155	152	154	2	101.3%
韓国・朝鮮	86	84	83	84	85	85	81	79	79	79	76	71	68	68	68	68	65	△ 3	95.6%
中国	79	71	69	71	76	73	64	69	70	70	77	77	62	64	66	63	65	2	103.2%
ベトナム	73	66	74	100	151	204	264	282	327	316	333	397	405	430	445	439	457	18	104.1%
フィリピン	50	53	61	68	80	88	101	99	96	98	95	103	105	106	106	110	102	△ 8	92.7%
タイ	11	15	15	14	12	12	14	15	15	15	15	4	4	18	36	36	35	△ 1	97.2%
米国	12	13	13	11	13	14	16	15	13	11	10	9	9	9	11	10	13	3	130.0%
ペルー	5	5	5	4	3	3	3	3	4	6	9	6	6	6	7	6	6	0	100.0%
カナダ	6	5	6	5	5	5	4	2	2	3	3	3	4	5	3	4	4	0	100.0%
英国	6	5	5	5	5	5	6	6	5	5	6	6	6	6	4	5	5	0	100.0%
ネパール	6	6	5	9	11	10	10	9	8	10	10	10	12	14	16	19	17	△ 2	89.5%
フランス	2	1	1	1	1	1	1	2	4	5	3	1	1	1	1	2	1	△ 1	50.0%
ラオス	3	3	4	4	4	4	4	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	0	100.0%
ドイツ	2	2	2	2	2	2	3	2	3	2	2	2	3	3	4	4	4	0	100.0%
ニュージーランド	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	1	1	1	1	2	1	200.0%
ミャンマー	0	0	0	0	0	1	1	3	4	7	7	8	9	30	32	35	51	16	145.7%
バングラデシュ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	0	100.0%
カメルーン	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!
スリランカ	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1	3	4	5	4	5	1	125.0%
台湾	0	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	100.0%
フィンランド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!
インドネシア	0	1	2	2	10	10	5	4	4	4	4	5	4	16	19	31	31	0	100.0%
メキシコ	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	0	100.0%
シンガポール	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	2	2	2	2	2	2	2	0	100.0%
南アフリカ共和国	0	1	0	0	1	0	1	1	2	2	1	1	1	2	2	2	2	0	100.0%
インド	0	0	0	0	0	0	3	3	3	2	2	2	1	2	2	3	4	1	133.3%
モンゴル	0	0	0	0	0	0	1	3	3	2	3	1	1	1	6	3	3	0	100.0%
コロンビア	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1	2	1	200.0%
オーストラリア	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	1	1	1	1	1	1	0	△ 1	0.0%
チェコ	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!
トリニダード・トバゴ	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	△ 1	0.0%
パキスタン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	7	8	9	10	10	0	100.0%
オランダ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	100.0%
ガーナ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	100.0%
カンボジア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	#DIV/0!
パラグアイ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	#DIV/0!
セネガル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	#DIV/0!
シリア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	#DIV/0!
国籍取得中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	△ 1	0.0%
主な増減理由	市内企業における外国人労働者の受け入れの拡大により増加したものと考えられます。																		

□ 日本語教室

社会教育課

1 施策の目的

外国人住民を対象とした日本語教室及び外国につながる子ども（外国籍児童生徒及び日本国籍であるものの両親のどちらかが外国籍である児童生徒）を対象とした学習支援教室を開講し、外国人住民及び外国につながる子どもたちに対して教育的支援を進める。

2 事業の概要

特定非営利活動法人 篠山国際理解センターに業務を委託し実施している。

(1) 日本語教室「うりぼう」の開講と運営

外国人住民の学習支援をするため、日本語教室「うりぼう」の開講、運営

(2) 学習支援教室「うりぼうくらぶ」の開講と運営

外国人につながる子どもの学習支援をするため、学習支援教室「うりぼうくらぶ」の開講、運営

3 令和5年度の状況（令和6年1月末時点）

(1) 日本語教室「うりぼう」

①学習者：21名

（内訳）

米国 6、ベトナム 3、ブラジル 2、パキスタン 3、英国 2、
南アフリカ・カナダ・ニュージーランド・タイ・シンガポール 各1

②支援者：15名

(2) 学習支援教室「うりぼうくらぶ」

①学習者：15名（小学生13名、中学生2名）

（内訳）

ブラジル 9（内、2名は中学生）、パキスタン 3、フィリピン 2、
英国 1

②支援者：15名

4 今後の計画（令和6年度において）

外国人住民への日本語教育について、受講者に対しアンケート調査を行うなどして特定非営利活動法人 篠山国際理解センターと現状及びニーズを共有し、受講者にとってよりよい教室になるよう連携を深め、教育的支援を進めていきます。

□ 市職員研修

総務課

1 施策の目的

人権意識を高め、様々な人権課題の解決に向けた市の施策に積極的に取り組むことができる職員を育成する。また、あらゆる業務分野において市民や来訪者と接する際に、適切な人権感覚を持って対応できる能力を養う。

2 事業の概要（令和5年度実績）

(1) 職場学習会

「職場の人権意識を高めよう～性の多様性について さらなる理解に向けて～」をテーマに、職場単位（27グループ）での学習会を実施した。LGBTQ+を取り巻く現状などについて理解を深め、アウティング事案から性の多様性の問題に直面した時の対応について考えることで、職場の人権意識を高めることができた。この学習会に先立ち12月13日に学習リーダーに対して事前研修会を開催した。

(2) 人権研修

人権推進の取組を確かなものにするためには、垂範する市職員の高い意識が不可欠である。12月19日に開催された人権推進課が主催する人権講演会「LGBTと性の多様性をめぐる人権課題」を管理職職員研修として位置付けた。

(3) 職場接遇推進員研修会（丹波篠山市の単独研修）

市民に親しまれ、信頼される明るい市役所づくりを実現するため、各職場に接遇推進員を置いている。「障がいのある方への接遇」をテーマに12月18日に推進員研修を実施した。また推進員が中心となって課単位の職場研修を行った。

(4) 新規採用職員研修（丹波市との合同研修－丹波公務能率推進協議会－）

丹波市等と合同で実施する新規採用者を対象とした研修の中で、行政職員に求められる人権意識を高める学習の場を設定している。4月4日に実施され、理解を深めた。

(5) 県人教、市同教主催研究大会等への参加

①人権・同和教育セミナー2023→8月～2月（全5回）

②みんなの人権を考える映画会→8月11日

③人権史跡フィールドワーク→8月27日

④丹波篠山市人権・同和教育研究大会→12月9日

この他、兵庫県人権教育研究大会丹波地区大会、兵庫県人権教育研究大会中央大会にも参加した。

3 今後の展開

職員は、上記研修に加えて、住民学習や地域活動に関わる中で、自己研鑽・啓発に取り組んでいる。「丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり条例」の趣旨を踏まえた日々の実践や市民対応につながるよう、研修を継続することで人権意識の向上・深化に努めていく。今後も職場学習会のテーマを「人権問題」とし、研修を継続して行う。

□ ひきこもり対策

社会福祉課

1 令和5年度の取り組み

(1) ひきこもり支援検討委員会の開催

(委員) 民生委員、主任児童委員、丹波健康福祉事務所、NPO法人「結」、地域活動支援センター「ほっと」、ひきこもり当事者家族会、社会福祉協議会、家庭児童相談員、学校教育課長、保健福祉部長、健康課長、長寿福祉課長

- ・ひきこもり支援に関する研修会の開催
- ・ひきこもりケースへの介入方法や支援施策の検討

(2) ひきこもり支援専門部会の開催

ひきこもり支援担当で専門部会を開催し、個々のケースに応じた介入方法について検討。

(3) 民生委員・児童委員対象ひきこもり支援研修会

日時 令和6年2月26日(月) 10:00~11:30

内容 「8050問題豊中市社会福祉協議会の取り組みから」

豊中市社会福祉協議会 事務局長 勝部 麗子 氏

(4) 個別ケース介入

市職員やひきこもり支援検討委員会委員等による個別ケース介入。

2 令和6年度の取り組み

(1) ひきこもり支援検討委員会・ひきこもり支援専門部会の開催

関係機関と連携し、個別ケースへの介入を継続して実施する。個別ケースへの介入から出てきた課題をもとに、ひきこもり支援施策を検討する。

(2) 相談先の周知やひきこもりの方の理解促進

広報やホームページ、リーフレット等による周知

□ 児童福祉

社会福祉課

1 令和5年度の取り組み（※実績は令和5年12月末時点のもの）

① 児童虐待の防止

ア 家庭児童相談室の設置

18歳未満の子どもに関する総合的な相談窓口として家庭児童相談室を設置し、民生委員児童委員や学校等の関係機関と連携し、問題解決に取り組む。

- 相談員 2名（西山 逸男、清水 麻喜子）
- 令和5年度実績 相談件数 83件（うち虐待相談件数 15件）

イ 要保護児童対策地域協議会の運営

要保護児童や要支援児童等、支援が必要な児童の早期発見や保護を含む適切な処遇の検討を行うとともに、地域の関係機関と情報共有し組織的かつ効果的な支援を行う。

- 協議会委員数 代表者会議 21名
実務者会議 28名
- 会議開催 代表者会議 1回
実務者会議 3回（うち進行管理部会 2回）
個別支援会議 0回
情報共有会議 2回
- 児童虐待防止推進月間（令和5年11月）の活動
 - 1. 啓発活動
 - ①市広報への児童虐待防止推進月間の記事の掲載
 - ②公共施設等でのティッシュ設置（市民センターほか 計19施設）
 - ③教職員等へのチラシ配布（延べ教職員数 750人）
 - ④公共施設へのポスター配布（延べ施設数 60施設）
 - ⑤懸垂幕、横断幕の設置（本庁・第2庁舎、各支所5カ所 計7カ所）
 - ⑥スクールバスへのマグネットシートの設置
 - 児童虐待防止研修会の開催（令和5年11月6日開催）
 - 要保護児童の相談・通報件数 49件（うち虐待（疑い含む）11件）

ウ 子ども家庭総合支援拠点の設置

子ども家庭総合支援拠点（虐待対応のみではなく、地域の全ての子ども・家庭の相談に対応する子ども支援の専門性を持った機関）の設置。

② いじめ対策

ア いじめ対策委員会

平成26年4月から施行された丹波篠山市子どものいじめ防止等に関する

条例に基づき、市は子どものいじめの防止等を図るための必要な体制整備及び必要な施策を講じなければならないとされた事から、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため、丹波篠山市いじめ対策委員会を設置、運営を図る。

○ 丹波篠山市子どものいじめ対策委員会

委員数 5名（臨床心理士等1名、学識経験を有する者3名、
弁護士1名）

令和5年度開催回数 1回

③ 子どもの貧困対策

ア 各種手当支給事業

○ 児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援することを目的に、中学校修了前の児童を養育する保護者に手当を支給。

○ 児童扶養手当

父母の離婚などで父親あるいは母親のいない児童や両親のいない児童（18歳に達した最初の3月末までの児童、または20歳未満で心身に中度以上の障がいがある児童）を養育している方に手当を支給。父母がいるが、いずれかに極めて重い障がいがある場合も手当を支給。（所得制限あり）

○ 特別児童扶養手当

身体または精神に障がいのある児童を監護する父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に手当を支給。（所得制限あり）

○ 令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得のひとり親以外の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給。

イ ひとり親家庭への支援

○ 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭の経済的自立と生活意欲の助長を目的に、修学資金をはじめとした13種類の資金を貸付けする。

○ 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親が自立を目指して仕事に必要な資格や技術を身につけるため教育訓練を受講した場合、支払った費用の一部を給付。

○ 高等職業訓練促進給付金

就労に役立つ資格を取得するため、養成機関で訓練を受講している場合、その期間の生活の安定を図るため訓練促進給付金を支給し、訓練終了後に修了支援給付金を支給。

○ 高卒認定試験合格支援給付金

適職に就くために高卒認定試験の合格をめざす場合に給付金を支給。

○ 令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給。

ウ 子どもの食の応援及び居場所づくり

○ こども支援（ささっこ食堂）連絡会議に参加

社会福祉協議会が取り組む「ささっこ食堂」、及び社会福祉協議会が立ち上げ支援・助成する地域（小学校単位）で取り組む「こども食堂」に関する課題について意見交換する会議に参加。

○ 子どもの食の応援事業

新型コロナウイルス感染症の影響等により、家庭で栄養バランスのよい食事を日常的に行うことが困難になった子どもや、孤食状態となっている子どもに対して、無料または安価で栄養豊富な食事の提供や安心安全な居場所づくりを実施する団体等に補助金を交付。（交付団体：6団体）

2 令和6年度の取り組み

① 児童虐待の防止

ア 家庭児童相談室の設置

18歳未満の子どもに関する総合的な相談窓口として家庭児童相談室を設置し、民生委員児童委員や学校等の関係機関と連携し、問題解決に取り組む。

- 相談員 2名（西山 逸男、清水 麻喜子）

イ 要保護児童対策地域協議会の運営

要保護児童や要支援児童等、支援が必要な児童の早期発見や保護を含む適切な処遇の検討を行うとともに、地域の関係機関と情報共有し組織的かつ効果的な支援を行う。

- 協議会委員数 代表者会議 21名
実務者会議 28名

○ 児童虐待防止推進月間（令和6年11月）の活動予定

1. 啓発活動

- ①市広報への児童虐待防止推進月間の記事の掲載
- ②民間商業施設でのティッシュ配布
- ③教職員等へのチラシ配布
- ④公共施設へのポスター配布
- ⑤懸垂幕、横断幕の設置
- ⑥スクールバスへのマグネットシートの設置

2. 児童虐待防止研修会の開催

ウ 子ども家庭総合支援拠点の設置の検討

子ども家庭総合支援拠点（虐待対応のみではなく、地域の全ての子ども・家庭の相談に対応する子ども支援の専門性を持った機関）設置の検討。

② いじめ対策

ア いじめ対策委員会

平成26年4月から施行された丹波篠山市子どものいじめ防止等に関する条例に基づき、市は子どものいじめの防止等を図るための必要な体制整備及び必要な施策を講じなければならないとされた事から、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため、丹波篠山市いじめ対策委員会を設置、運営を図る。

○ 丹波篠山市子どものいじめ対策委員会

委員数 5名（臨床心理士等1名、学識経験を有する者3名、
弁護士1名）

③ 子どもの貧困対策

ア 各種手当支給事業

○ 児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援することを目的に、中学校修了前の児童を養育する保護者に手当を支給。

○ 児童扶養手当

父母の離婚などで父親あるいは母親のいない児童や両親のいない児童（18歳に達した最初の3月末までの児童、または20歳未満で心身に中度以上の障がいがある児童）を養育している方に手当を支給。父母がいるが、いずれかに極めて重い障がいがある場合も手当を支給。（所得制限あり）

○ 特別児童扶養手当

身体または精神に障がいのある児童を監護する父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に手当を支給。（所得制限あり）

イ ひとり親家庭への支援

○ 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭の経済的自立と生活意欲の助長を目的に、修学資金をはじめとした13種類の資金を貸付けする。

○ 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親が自立を目指して仕事に必要な資格や技術を身につけるため教育訓練を受講した場合、支払った費用の一部を給付。

○ 高等職業訓練促進給付金

就労に役立つ資格を取得するため、養成機関で訓練を受講している場合、

その期間の生活の安定を図るため訓練促進給付金を支給し、訓練終了後に修了支援給付金を支給。

○ 高卒認定試験合格支援給付金

適職に就くために高卒認定試験の合格をめざす場合に給付金を支給。

ウ 子どもの食の応援及び居場所づくり

○ こども支援（ささっこ食堂）連絡会議に参加

社会福祉協議会が取り組む「ささっこ食堂」、及び社会福祉協議会が立ち上げ支援・助成する地域（小学校単位）で取り組む「こども食堂」に関する課題について意見交換する会議に参加。

○ 子どもの食の応援事業

新型コロナウイルス感染症の影響等により、家庭で栄養バランスのよい食事を日常的に行うことが困難になった子どもや、孤食状態となっている子どもに対して、無料または安価で栄養豊富な食事の提供や安心安全な居場所づくりを実施する団体等に補助金を交付。